

2020年9月29日
記者発表資料
いきいき生活部いきいき総務課
課長 佐藤
電話 042-724-2916

～コロナ禍でも市内介護サービス体制を維持するために～ 町田市介護サービス事業所人材連携に関する協定を締結

市内の介護サービス事業所で、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した場合においても、介護サービス提供体制を維持することを目的として、「町田市介護サービス事業所人材連携に関する協定」を締結します。

本協定は、市と町田市介護人材開発センターが、市内の特別養護老人ホームまたは老人保健施設の運営法人（19法人）それぞれと、三者協定を締結するものです。

これに基づき、市内の介護サービス事業所で新型コロナウイルス感染症が発生し、介護にあたる職員が不足した場合に、協定を締結した法人から応援職員を派遣します。その際は可能な限り近隣法人から、応援職員を派遣します。

市及び町田市介護人材開発センターは、応援職員を円滑に派遣できるよう調整を行います。

■ 名 称 : 町田市介護サービス事業所人材連携に関する協定

■ 協定期間 : 2020年10月1日～2021年3月31日

■ 締結先

- ・市内特別養護老人ホーム運営法人
14法人（17施設）
- ・市内老人保健施設運営法人
5法人（5施設）
- ・一般社団法人町田市介護サービスネットワーク 町田市介護人材開発センター

■ 協定内容

新型コロナウイルス感染症により介護職員が不足した介護サービス事業所に対する応援職員の派遣